

議案第94号

北名古屋衛生組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北名古屋衛生組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、余熱利用施設に関する事務を組合で共同処理することに伴い、組合の共同処理する事務に追加するため、本組合同規約の一部を改める必要があるからである。

北名古屋衛生組合規約の一部を改正する規約

北名古屋衛生組合規約（昭和51年指令地第12-22号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 余熱利用施設（温水プール）及び附帯施設の建設、維持管理及び運営に関する事務

第8条第3項中「及びし尿処理施設」を「、し尿処理施設並びに余熱利用施設（温水プール）及び附帯施設」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。